

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年12月20日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 6件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋地下2階、残留熱除去系ポンプ(C)室に設置されている所内通話装置において、チャンネル3の押しボタンに破損が認められたため、当該部品を点検・修理。	GⅢ	
2	2号機	放射性ドレン移送系原子炉建屋原子炉棟低電導度廃液サンプ(A)ポンプ出口弁において、全開であるべき状態で開閉状態表示灯が全閉となっていたため、当該弁を打診したところ、全開に復帰(弁体の動作に引っ掛かりがあると推定)したことから、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
3	3号機	照明用分電盤(LP-3S41)の配線用しゃ断器No. 25において、配線用しゃ断器が「入」状態で負荷のコンセントが使用できないことが認められたため、当該配線用しゃ断器を点検・修理。	GⅢ	
4	4号機	計装用圧縮空気系除湿装置(A)の「再生用電気加熱器温度高」警報用温度スイッチにおいて、動作不良(設定値ズレ)が認められたため、当該計器を点検・修理。	GⅢ	
5	3・4号廃棄物処理設備	雑固体廃棄物焼却設備の通常運転中に「CO(一酸化炭素)／O2(酸素)分析装置異常」の警報が発生し、分析装置のエラー(同期信号停止)表示灯が点灯していたため、当該計器を点検・修理。	GⅢ	
6	その他	車両系荷役運搬機械等(ホークリフト)及び車両系建設機械(バックホー・ホイールローダ)の運転操作反復研修において、当該重機を使用して作業する場合に必要な作業計画(労働安全衛生規則151条の3及び155条)の記載内容が一部不足(車両の種類・能力、運行経路)していたことが認められたため、当該作業計画を再度作成。	GⅡ	